

## 志摩市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第5条の規定に基づく犯罪被害者等に対する支援(以下「犯罪被害者等支援」という。)に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の地方公共団体、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者及びその団体をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の事情に応じて、適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく行わなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、市、市民及び事業者並びに関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談の機会及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(支援金の給付)

第7条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金の給付を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある場合、犯罪被害者等が平穏な日常生活を円滑に営むことができるよう、家事、育児その他日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための必要な施策を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害の発生の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第12条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報適切に管理しなければならない。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。